



出町ゆかりだより

日本共産党
高槻市会議員

発行：日本共産党高槻市会議員団 出町ゆかり
連絡先：議員団控室 TEL072-674-7230 FAX072-674-3202

NO.83 2018年8月

④ 2018年（平成30年）度中に修理工事を完了するこ
とで、住宅改修の市
の補助金を受けてい
ないこと

● 円 円
● 工事の額が30万円以上の場合3万円
● 工事の額が50万円以上の場合5万円

① 対象物件は、高槻市内にある住宅で「一部損壊」等のり災証明を受けていること
② 修理工事の額が30万円以上であること
③ 今回の地震以降、住宅改修の市
の補助金を受けてい
ないこと

◎主な対象要件

今回の地震の被害は7月23日時点
で、住宅の全壊4件、半壊104件、
一部損壊12,908件と圧倒的に
一部損壊住宅が多くなっています。
全壊や半壊への補助はありますが、
一部損壊に補助はありません。高槻
市は一部損壊への補助を発表しまし

高槻市の国保、介護の減免要項では、保険料を負担することが困難であると認められるときは、保険料を減免できるとなつていています。
今回の地震でもこの減免要項が利用できます。持ち家はもちろんですが、家財道具に被害があるというこ

とで、借家でもり災証明があれば対象になります。（介護保険料の減免は65歳以上です）

国民健康保険料、介護保険料が最大2020年3月まで半額に

高槻市は地震により一部損壊の被害を受けた住宅修理工事に対する支援を発表

大阪北部地震

小・中学校や公共施設のブロック塀の撤去を

今回の地震でブロック塀の危険性が浮き彫りになりました。

高槻市は、小・中学校や公共施設のブロック塀の調査をし、29校の小・中学校のブロック塀を撤

去しました。また、保育所などの公共施設のブロック塀も調査しています。

やどもの通学路は、もちろん、人が通る道沿いのブロック塀の安全性も大事で、それを決めました。

民間ブロック塀の撤去へ補助

やどもの通学路は、もちろん、人が通る道沿いのブロック塀の撤去工事に補助をすることを決めました。

減免基準（り災証明はどの要件でも必要）

要件	減免する保険料
半壊または、半壊以上	全額
一部損壊または、床上浸水	保険料の2分の1
上記より軽度な災害損失	保険料の5分の1

北部地震に対する他の支援制度

自宅の修繕に耐震化工事の補助制度を利用できる場合があります

今回の地震では屋根瓦の被害が多くあり、市の耐震化工事を請けたいという相談が寄せられています。7月3日時点で、約50件の耐震診断の申請がありました。

和56年（昭和56年）5月31日以前に建てられた木造住宅で55万円補助されます。世帯の年間所得が256万8千円以下なら、さらに75万円プラスされます。

耐震工事には、耐震診断、耐震設計が必要ですが、それぞれ補助制度があり、最大で89万5千円の補助になります。自らの修繕にいくらかかるのか、耐震工事を請けた方が負担が軽減されるのか、ぜひ相談してください。

大阪府の無利子融資制度 7月中に受付開始

大阪府の独自支援策として「無利子融資制度」を設けました。全半壊世帯は

300万円、一部壊世帯は200万円としています。ぜひ相談してください。

補助の拡大を求める国会へ

日本共産党市会議員団は府会議員と一緒に、補助の拡大を求め国に要請に行きました。25日（水）は2回目の要請です。一部、要請項目を紹介します。

●被災者生活再建支援法の支給限度額を少なくとも500万円に引き上げるように

●被災者生活再建支援法の支給限度額を

少なくとも500万円に引き上げるよう

に

高槻市学校ブロック塀地震事故調査委員会

寿栄小学校のブロック塀は、もともと約40年前にプールの目隠しとして造られたものでした。基礎部分とブロック塀の接合部分の鉄筋の長さは30センチしかありませんでした。法律では鉄筋は基礎部分からブロックの最上部まで通すことになっていました。「控え壁」もなく、まさに違法でした。

市はこの事故に係る原因の調査及び再発防止策の審議を行うために「事故調査委員会」の設置を発表しました。

●被災者生活再建支援法の適用基準

●被災者生活再建支援法の適用基準</